

ご家庭内で子育てが一時的に困難になった場合に、子ども（満十八歳に満たない方）をお預かりする事業です。

利用要件（町内に居住している方）

○子育てが一時的に困難な場合

- ・疾病
- ・育児の疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体上又は精神上の事由
- ・出産、看護、事故、災害、失踪その他家庭養育上の事由
- ・冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他社会的な事由

○経済問題等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合

○母子が夫の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする場合

利用期間 原則として1回の利用につき7日以内
(宿泊を伴います。)

利用内容 食事、その他身の回りの世話など

利用手続 子育て健康課窓口で事前の申請が必要です。

※認め印をご持参ください。

利用料金

利用世帯区分	児童年齢区分	利用者負担分(日額)
生 活 保 護 世 帯	2歳未満児	0円
	2歳以上児	0円
	緊急一時保護の母親	0円
市町村民税非課税世帯	2歳未満児	1,100円
	2歳以上児	1,000円
	緊急一時保護の母親	300円
一 般 世 帯	2歳未満児	5,350円
	2歳以上児	2,750円
	緊急一時保護の母親	750円

* * 朝日町 * *

子育て短期支援 (ショートステイ) 事業のお知らせ



利用施設

乳児院・児童養護施設エスペランス四日市

児童養護施設エスペランス桑名

※場合によってはご利用できないことがあります。

問い合わせ先

子育て健康課 TEL 377-5652

平成24年度 町・県民税の主な税制改正

扶養控除の見直し

16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）が廃止されました。また、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止され、扶養控除の額が33万円となりました。なお、19歳以上23歳未満の特定扶養控除（45万円）については、変更ありません。

寄附金税制の改正

寄附金税額控除の適用下限が5千円から2千円に引き下げされました（平成23年中の寄附から適用）。所得税の確定申告をしていない方で寄附金税額控除の適用を受けるには、「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書」を提出する必要があります。詳しくはお問い合わせください。

生命保険料控除の改正

（平成25年度）から適用されます！）

現行の生命保険料控除は、「一般の生命保険料控除」及び「個人年金保険料控除」の2種類に分けられており、それぞれ適用限度額が3.5万円ずつ（合計適用限度額は7万円）となっていますが、平成25年度より「一般の生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」に加えて「介護医療保険料控除」（介護保険または医療保障を内容とする主契約または特約に係る支払保険料等についての控除）が設けられました。平成24年1月1日以降締結分の生命保険契約等について、適用限度額はそれぞれ2.8万円になります。（合計適用限度額は7万円のまま変更ありません。）

問い合わせ先：税務課 TEL377-5655